

< 論 説 >

## アメリカの遺産税・贈与税改革

五 嶋 陽 子<sup>1</sup>

はじめに

第1節 世代間資産移転税に関する従来の研究業績

第2節 連邦遺産税廃止論

第3節 遺産税は自発的支払い税か

第4節 遺産税と財源確保

第5節 連邦遺産税の形式的帰着

第6節 遺産税・贈与税の理論

1. 世代間資産移転税の課税根拠

2. 租税体系と遺産税・贈与税の位置づけ

結びに代えて

はじめに

OECD 諸国 30 カ国の中でアメリカは日本やフランスと共に世代間資産移転税の対 GDP 比の高い国である<sup>2</sup>。そのアメリカにおいて近年連邦遺産税・贈与税改革が進められている。第 105 回連邦議会は 1997 年納税者減税法 (the Taxpayer Relief Act of 1997) を制定し、2006 年までに統合税額控除 (the united credit) を漸次増額し、遺産税の課税最低限を 100 万ドルに引き上げると共にインフレ調整を行うこととし、生涯世代飛び越し移転税を免税とした。また 2001 年経済成長および減税調整法 (the Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001) ではさらに統合控除を拡大し課税最低限を 2009 年までに 350 万ドルに引き上げ、2010 年 1 月 1 日以降は遺産に対して課税しないとするに加えて、生涯贈与税を免税とした。

そこで本稿では 2001 年経済成長および減税調整法に結実した遺産税廃止論を取り上げ、遺産税廃止論とは一体どのような政治的圧力を表出したものであったのかを明らかにすると共に、遺産税

廃止の根拠の妥当性を連邦遺産税の特徴、制度的背景、遺産税負担の実態を踏まえて考察し、租税体系との関係について検討する中で遺産税廃止の意味を分析する。

第 1 節では世代間資産移転税に関する従来の研究業績を概観し、昨今の諸研究では遺産動機の理論、遺産動機の実証分析、遺産動機を踏まえた最適課税理論に加えて、さまざまな角度から遺産税の経済効果について分析が行われていることを知る。第 2 節では 1990 年代に連邦議会下院歳入委員会の公聴会等で活発に論議された連邦遺産税廃止論の内容について取り上げる。第 3 節、第 4 節ならびに第 5 節では遺産税廃止の論拠について検討する。第 6 節では租税体系との関わりにおいて遺産税を位置づける。最近注目されている USA 税との関連についても考察する。最後に遺産税廃止の意味を考える。

### 第 1 節 世代間資産移転税に関する従来の研究業績

まず世代間資産移転税に関する比較的新しい研究業績を中心に見ることから始めよう。

Kaplow (2000) では現行連邦遺産税・連邦贈与税ならびにそれらに関する諸提案に対する賛否両論を考察する上での概念的基盤が検討される。また移転税に関する政策分析とその他の税制に関する政策分析、とりわけ所得税制の政策分析との統合を前提とした場合の考察がなされる。世代間資産移転を単に遺贈者の支出の一形態として捉えるとすれば、最適資産移転課税は如何にあるべきか。贈与と遺贈に見られる顕著な特徴は結論をどのように変えうるのか。Kaplow の分析ではさま

ざまな遺産動機の重要性を検討の上、世代間移転における人的資本の重要性、生前贈与と遺贈との違い、個人への贈与と団体への寄付贈与との違い、贈与者と受贈者との関係の違いに依拠する贈与の違い、最大化行動では説明できない資産移転の可能性について再考する。

次に Gale and Slemrod (2001) では第1にアメリカの移転税の特徴、近年の遺産税申告の特質、移転税の変容、他の諸国における世代間資産移転税の役割、なぜ人々は世代間移転をするのかという遺産動機に関する理論と実証について考察がなされる。第2に移転税の帰着、公正・効率が検討され、第3に税務行政上の問題、貯蓄に対する影響、労働供給、起業、生存者間贈与（生前贈与）、寄付、キャピタル・ゲインの実現について取り上げている。

Poterba (1997) では遺産税と贈与税の税引き後利回りに及ぼす影響について取り上げている。遺産税は極めて少数の家計にしか影響を及ぼさない。1995年の死亡者のうち課税される遺贈者はわずか1.4%にすぎない。遺産税は資本所得への課税として見ることができる。実効税率は潜在的納税者の死亡リスクと法定税率に依存する。死亡率は年齢と共に高くなるので、有効な遺産税負担は若年世代よりも老齢世代で重課となる<sup>3</sup>。次に贈与税についてであるが、Poterbaは贈与税免除租税措置（受贈者1人当たり設定される金額）によって子供世代に移転可能な資産を有する、いわゆる遺産税の課税が期待される家計の有する純資産割合を明らかにする。潜在的に課税可能な資産の約4分の1がこのようにして移転されうる一方で、家計がこのような租税回避戦略を十分に活用するとすれば、予想される生前贈与の水準と比較して、実際的水準はかなり低いことが考えられる。

Kaplow (1999) では再分配的所得税と遺産税・贈与税とを統合する枠組みの中で、個人への自発的移転に関する最適課税措置を検討している。世代間資産移転に対する最適課税措置は移転という支出と通常の個人消費間の差異に依存する。ある種の資産移転は受贈者に正の外部性をもたらす、他の資産移転は税収の外部性をもたらす、またそ

他の資産移転は最適課税問題と同じように所得の限界効用に（遺贈者と受贈者の限界効用）影響を及ぼすことを示している。

遺産税が死重損失をもたらすとすれば、もはや遺産税は効率性の観点から問題視されることになる。Holz-Eakin and Marples (2001) では税収中立の下で遺産税から資本所得税（capital income tax）に変更する場合の死重損失を測定する枠組みを構築する。その際に推計パラメータは少数にして、遺産税支払いで予想される潜在的生涯行動の反応に着目する。結論的には遺産税から挙げられる税収は遺産税を廃止し資本所得税で代替することによって、経済効率が促進されると考えられる。特にベースラインとなるパラメータの推計を用いると死重損失削減の中位値は資産1ドル当たり0.018ドルとなると推定される。しかしながら推定された効果はかなり異質である。というのもHolz-Eakin and Marplesによる推計値は遺産税の影響を最も受ける最富者を含まないデータに基づくからである。

遺産税は納税者の租税回避行動を免れない租税であると考えられている。遺産税の租税回避行動における一つの手段は生前贈与を利用することである。Poterba (1998) では、世代間移転に課税される遺産税額を削減する戦略としての生前贈与に対する動機をアメリカに即して概観する。世代間移転の時点における生前贈与の水準は王朝モデルの効用最大化で示される生前贈与の水準よりもかなり低い。250万ドル超の純資産を保有する高齢者世帯でさえその45%しか生前贈与を活用していないことが示される。1995年の消費者金融調査を用いたクロス・セクション回帰分析では、資産の世代間移転は家計の純資産の規模に伴って上昇し、累進的遺産税の影響を反映することを示唆する。非流動的形態の純資産が相対的に多い家計、たとえば個人企業などは、流動的資産を比較的多く有する同程度に豊かな富者に比べて、相対的にあまり世代間移転をしないことが考えられる。実質的な未実現キャピタル・ゲインを有する家計は死亡時点の資産の便益が最大となるが、同等の富者と比較するとわかるように生前贈与を行

っていないようである。Poterba (1998) によると、世代間資産移転の総額は、遺産税を課税されると思われる家計が生前贈与を行う場合の資産移転総額に比較してかなり低い水準であると考えられる。

Slemrod and Kopczuk (2000) では遺産税の租税回避行動に加えて富の蓄積への影響についても分析する。具体的には1916年から1996年までの遺産税申告データを使い、報告された遺産に対する遺産税の影響、つまり富の蓄積と租税回避に及ぼす効果を反映した遺産税の影響を分析する。他の影響を一定とすれば、一般的に遺産税の水準と申告遺産総額との間に負の相関関係がある。しかしながら遺贈者の個人情報を利用したクロス・セクション分析からはその時点の税率と申告遺産額との関係は確固としたものではない。それは外生変数である税率を捉えるために用いる方法に感応的である。さはさりながら遺産税の負の効果は長寿で死ぬ人々と遺言を残して死ぬ人々にとって明確に現れる。いずれも利他的個人に対して遺産税がいかに影響を及ぼすのかという理論と一貫性がある。45歳時点での税率あるいは死亡時点の10年前の税率の方が、死亡時点の税率よりも申告遺産との負の関係をより明確にする。

私的移転のタイミングに対して遺産税と贈与税が影響を及ぼすか否かについてはBernheim, Lemke and Scholz (2001) が取り上げている。彼らは消費者金融調査の1989年、1992年、1995年、1998年データに基づいた時系列ならびにクロス・セクション分析を通じて私的移転のタイミングに対する遺産税・贈与税の効果を検討する。同期間における法制化の動きは贈与に対する遺贈の課税上の不利を軽減し、その軽減の程度は識別可能な家計分類間で制度上異なっていることを示している。遺贈に対して予期される課税上の不利な側面が大きく改善されたことを経験している家計は、そのような改善をあまり実感していない家計に比べて生前贈与を減らしたことが明らかとなった。これは移転のタイミングは贈与税率と遺産税率に反応することを意味する。異時点間ならびにグループ間の贈与率を比較し、潜在的攪乱要因

(例：未実現キャピタル・ゲインの割合の意図的変更)などの諸要因を制御した上で分析し、極めて裕福な家計の遺産動機を体系的に明らかにしている。

Poterba and Weisbenner (2000) では分配と税収効果に研究対象を絞っている。彼らは1998年消費者金融調査書のデータを用いて、遺産税とキャピタル・ゲイン税の条項が改変された場合の税収効果を推定する。同調査書は家計の保有資産に関する情報、たとえば資産の購入価格と市場価額に関する情報を含むことから、保有資産の未実現キャピタル・ゲインに課税した場合の分配状況と遺産税を課税する場合の分配状況を把握することを可能にし、合わせてそれぞれの税収効果を比較することができるようにする。推計に際して歳入法の改変後、納税者の行動は変化しないという前提を置くと、100万ドル以下の資産保有者では死亡時にキャピタル・ゲインに課税することによって、100万ドル以下の資産保有者の半数が課税される遺産税から挙げられる遺産税収を上回る規模の税収を徴収することになることが示されている。逆に100万ドル超の資産保有者では遺産税に代えて死亡時に未実現キャピタル・ゲインを課税することによって実質的な納税総額は削減すると考えられる。

遺産税と寄付遺贈との関係についてはJoulfaian (2000) とBakija, Gale and Slemrod (2003) とで取り上げている。寄付遺贈はフィランソロピー支援の貴重な源泉である。最高法定税率55%で課税される子孫への遺贈と異なり、寄付遺贈に対しては遺産税が免税となっている。寄付の価格を下げることによって、遺産税は死亡時点直前の資産処分に影響を及ぼすことが考えられる。Joulfaian (2000) では1992年の遺産税申告報告書のデータを使って寄付遺贈に対する遺産税の効果を分析し、遺産税控除 (estate tax deduction) は予算上効率的 (budget efficient) であることを示している。しかしながら遺産税の全体的効果は寄付遺贈が資産弾力的であることから、緩慢であるという結果を出している。一方、Bakija, Gale and Slemrod (2003) では寄付遺贈と連邦遺産

税・州相続税との関係を考察する。現行連邦遺産税の最高限界税率が49%の下で、遺産税を廃止するとすれば、最富者の遺産の通常の遺贈に対比して寄付の価格は約2倍になるであろう。しかしながら、受贈者の税引き後資産(wealth)が増えることから、特定の政策変更の全体的効果は部分的には価格弾力性と資産(wealth)弾力性との相対的大きさに依拠する。50年間分のクロス・セクションデータを使って計量分析の枠組みを用いて寄付遺贈に対する連邦遺産税ならびに州相続税の効果を推計したところ、連邦遺産税と州相続税が寄付遺贈行動に対して租税誘因となることが有為であることが判明した。連邦遺産税率と州相続税率がグループ間で異なる時間経路性があることに基づいて推計していることから、寄付遺贈の価格弾力性が有為であるとした従前の研究論文よりも信憑性があることを示す。

遺産評価については昨今 Poterba and Weisbenner の研究がある。Poterba and Weisbenner (2003) では遺産評価技術上の自由裁量による資産規模階級間実効遺産税負担に及ぼす効果が検討されている。たとえば有価証券の場合、評価上の自由裁量はほとんどないに等しい。その他の資産については同族会社の部分的利子、リミテッド・パートナーシップ (limited partnerships) や実物資産の部分的利子、あるいは市場性のない出資金の部分的利子の場合には遺産評価は比較的困難であるかもしれない。したがって遺産税申告者は遺産の届出価額を削減するような評価を選択する余地がある。

こうして見るように世代間資産移転税に関する昨今の諸研究は遺産動機の理論、遺産動機の実証分析、遺産動機を踏まえた最適課税理論に加えて、さまざまな角度からの経済効果に焦点を当てたものが多いことがわかる。次に本稿の目的に即し租税政策の観点から連邦議会内の動きを追うことにする。

## 第2節 連邦遺産税廃止論

1980年代レーガン政権の下で肥大化した財政

赤字が1990年代に入るとアメリカ経済の好況に支えられて徐々に解消され、連邦政府は財政余剰を抱えるようになる。こうした背景も相俟って1990年代以降連邦遺産税に対する改革案ないしは廃止案が展開された。ここではそのいくつかの改革案と廃止案を取り上げて考察する。

アメリカ商工会議所のマーチン・レガリア (Martin A. Regalia) は、1998年度のクリントン大統領予算提案書の「貯蓄ならびに投資対策」と下院歳入委員会へ提出された「拡張的代替案」に対して、下院歳入委員会で遺産税ならびに贈与税改革について以下のように証言している。[1997年3月19日]<sup>1</sup>

「連邦遺産税ならびに贈与税は——多くの人々が死亡税 (Death Tax) と呼んでいる——貯蓄と投資に逆行する主たる税法のバイアスである。遺産税は税引き後の家族の貯蓄の37%~55%を没収し、生涯をかけて貯蓄し、投資してきた人々に罰金を科すものである。同税の没収的側面は明らかに起業、雇用創出ならびに資本蓄積を減退する。」

ここでレガリアは所得税の限界税率と比較して相対的に高い遺産税の限界税率に着目して遺産税の没収的側面を強調している。レガリアの証言の時点より遅れるが、1998年遺産税申告における遺産税の対総遺産額の比率は限界税率37%の階層で1.76%、限界税率55%で30.2%であり、全体としては19.8%である<sup>2</sup>。限界税率を捉えれば、追加的1ドルの遺産に対して確かに37%~55%の限界税率が適用される。一方、実効税率を見る限り、限界税率37%の階層では総遺産の1.76%を遺産税として納付するに過ぎない。因みに限界税率37%の階層は申告件数の21.4%を占める。その上の階層に当たる限界税率39%の階層は申告件数では29%を占めるが、実効税率は7%である。全体としての遺産税の実効税率が19.8%となる点を考慮に入れても、遺産税が没収的であると必ずしも言えないのではないだろうか。レガリアの証言は限界税率の言及に留まり、実効税率あるいは平均税率については全く触れていないのである。遺産税の限界税率が

高い水準に設定されていることから言えることは、租税誘因という観点から貯蓄意欲と投資意欲を減退させようということに留まる。連邦遺産税が「没収的である」というのは限界税率の水準からのみ判断すべきではない。

次に遺産税が生涯をかけて貯蓄し、投資を行った人々に対する罰金であるか否かは遺産税が設置されている租税体系がどのようなものであるかに依存する。1980年代レーガン政権の下で推進された包括的所得税を前提にするとすれば、未実現キャピタル・ゲインへの課税上の取り扱いが焦点となる。本来、包括的所得税は未実現キャピタル・ゲインも課税ベースに含めるのに対して、連邦個人所得税制上、それは実行が困難であるので、世代間資産移転をもってキャピタル・ゲインが実現されたと見做すという方策を取るというのであれば、個人所得税に相当する遺産税の範囲は罰金とはならない。しかし世代間資産移転は市場を通じた取引を経ていないのでキャピタル・ゲインは依然として未実現であるという考え方を貫くとすれば、遺産税を所得税の後払いと見做すことはできない。さらに連邦個人所得税制が包括的所得税の理論との乖離を内在する場合には、すなわちそもそも未実現キャピタル・ゲインを個人所得課税ベースに含めない場合には、遺産税は所得税とは別な根拠から課税されると理解しなければならない。煙草税と酒税が喫煙や飲酒という社会的に見て望ましくないとされる行為に対する税、すなわち罰金税として課税されることを受容することはできるが、貯蓄や投資は社会的見地からむしろ美德とされる行為であるにもかかわらず課税され、このような美德税は許容できないという論理がレガリア証言を支える。遺産税が美德税であることは否定できない。しかしそうであることを以って対極にある罰金税と捉えることが適切か否かは別問題である。未実現キャピタル・ゲインの税制上の取扱いが重要となる。また美德税と罰金税という二極対立の構図から描かれるのは遺産税廃止ではない。遺産税が美德税であるとすれば、同じ論理から所得税も美德税の側面を有する。美德税を理由にして遺産税を廃止せよというのであれば、

論理一貫性から所得税も廃止にしなければならない。美德税という観点が意味する先にあるのは、遺産税の廃止ではなく、租税体系の転換である。つまり、所得税から支出税ないしは消費税を基幹税とする租税体系への移行である。

続くレガリアの証言では遺産税が零細企業の存続を危ぶむことに対して警鐘を鳴らす。

「成長する経済は零細企業が成功を手に入れる能力に依存する。重課な遺産税負担は、企業主にとって流動可能な資産額の限度と相俟って、多くの零細企業を事業縮減、所得創出資産の売却、あるいは極端な場合には会社を清算するように追い込む。事実、遺産税は家族経営事業資産の現在世代から次世代への継承がしばしばなされないことに対して主として寄与することは批判されるべきである。」

クリントン大統領の1998年度予算案では個人企業や零細企業に対する遺産税の軽減措置は入っていない。遺産税の延滞に際しての利率の引下げのみが記載されている。こうした零細企業を保護する立場から見ると不十分な大統領予算案であり、レガリアは第1に統合控除額を引き上げる、第2に遺産税率を引き下げる、第3に零細企業(家族経営)の遺産税対象から除外することの3つの点を主張する。

レガリアも言及するように第105回議会では多くの遺産税軽減提案が出されている。キール上院議員(Senator Kyl)やコックス下院議員(Representative Cox)が提出した「家族世襲相続財産保護法(the Family Heritage Preservation Act, S.75とH.R.902)」では連邦遺産税および連邦贈与税を廃止すべきであるとしている。また共和党上院議員が提出した「アメリカの家族減税法(the American Family Tax Relief Act, S.2)」では遺産税免税枠を向こう8年間で60万ドルから100万ドルに拡大し、適格同族会社の利子について最初の150万ドルは非課税とし、150万ドル超の部分についてはその50%を非課税とし、遺産税分割の最長期間を14年から24年にするとしている。

アメリカ商工会議所は2000年度大統領予算の政府収入対策に関する公聴会においても下院歳入

委員会を前にして類似の証言をシンクレア (William T. Sinclair) を通して行っている。[1999年3月10日]<sup>6</sup>。そしてアメリカ商工会議所として、コックス下院議員ならびにキール上院議員によって提出された遺産税・贈与税の即時廃止を法制化した家族世襲財産保護法 (H.R.86; S.56) のみならず下院議員ダン (Representative Dunn) と同じく下院議員タナー (Representative Tanner), そして上院議員キャンベル (Senator Campbell) が提出した1999年遺産税率・贈与税率引き下げ法 (the Estate and Gift Tax Rate Reduction Act of 1999) を支持することを明らかにしている。因みに1999年遺産税率・贈与税率引き下げ法では向こう11年間に遺産税率ならびに贈与税率を毎年5%ポイントずつ引き下げることとされている。

現行連邦遺産税の存続に反対の姿勢を見せているのはアメリカ商工会議所に限らない。零細企業を擁護する観点から、アメリカ食料品店協会 (the National Grocers Association) が遺産税は不公正で反家族的租税であるとしてその廃止を要請している<sup>7</sup>。また前述のコックス下院議員も遺産税の零細企業等への影響を懸念する観点から1998年に下院歳入委員会を前にして開催された下院政策委員会において死亡税の廃止を要請している<sup>8</sup>。コックス下院議員の証言は誰が遺産税を支払うのかについてまず言及し、以下のように遺産税負担配分の不公平あるいは不公正を訴える。

「死亡税は連邦収入の1%未満の税収しか挙げておらず、死亡税は富者や租税回避に必要とされる勘定口座を持つことのできる、あるいは腕の良い法曹を雇うことのできる人々によって納付されているのではない。死亡税は零細企業家、農家、そして会社が整理されると失職し、死亡税を100%支払うことになる人々によって納付される。」

コックス下院議員は連邦遺産税の財源確保に対する貢献度が低く、また遺産税の納税義務者が必ずしも富者ではないという、こうした状況を理解した上で、さらに加えて、死亡税1ドル当たり徴税費用が65セントもかかり、昨今の連邦政府の財政余剰を鑑みて均衡予算とするべきであると主

張する。そして死亡税の廃止が新規雇用創出をもたらし、個人所得を増やし経済成長に繋がるとしている。

コックス下院議員の証言に含まれる連邦遺産税が租税回避行動を許容する点については1990年代の遺産税廃止論を待たなくとも Cooper (1979) において指摘されている。遺産税は租税回避行動を許すことから、その租税負担を負うことが期待される人々すべてに対して貨幣の強制的移転を促さない。クーパーによれば、遺産税は自発的支払い税 (voluntary tax) である。遺産税は租税回避行動を取らない人々によって自発的に納税されるというのである。本来、租税とは政府による強制的かつ一方的な貨幣の移転である。租税と銘打つ以上は自発的支払いの余地は限られている。公共サービスが個別利益である場合のみである。対価である租税を支払わなければ、排除原則が働き公共サービスの便益を享受することができない場合である。通常、自発的支払いは自発的交換が行われる市場においてなされると考えられる。クーパーの指摘は強制性の後退した租税を我々に発見させる契機となったと言えるだろう。

次節では現行連邦遺産税がもはや自発的支払い税に化していると批判される点についてその事実関係を検討する。

### 第3節 遺産税は自発的支払い税か

遺産税の納税主体は遺贈者であることから、成人死亡者総数に対してどれくらいの割合が納税義務者となっているのかについて明確にするために1934年～1976年までの課税申告比率の推移を追ってみると (表1), 0.78%～7.65%であることがわかる。因みに1990年代は1%～2%台に過ぎない。とは言え、この数字から遺産税が自発的支払い税になっていると判断して良いだろうか。仮に遺産税の納税義務者の割合が成人死亡者総数の1%であるとすれば、100人の成人死亡者がいる場合にその中の一人しか遺産税を納税していないことを意味する。つまり残りの99人の成人死亡者は遺産税を納税する必要がなかったことにな

表1 連邦遺産税の推移 1934 - 1999年

(金額:1000ドル)

年	成人死亡者総数	課税申告				平均税率
		遺産税 申告数	申告比率 (%)	死亡時の 総遺産額	税額控除後の 遺産税額	
	(1)	(2)	(3)=(2)/(1)	(4)	(5)	(6)=(5)/(4)
1934.....	983,970	8,655	0.88	2,197,941	153,763	7.0%
1935.....	1,172,245	9,137	0.78	2,084,269	195,301	9.4%
1936.....	1,257,290	12,010	0.96	2,561,906	305,784	11.9%
1937.....	1,237,585	13,220	1.07	2,844,112	314,620	11.1%
1938.....	1,181,275	12,720	1.08	2,564,072	276,707	10.8%
1939.....	1,205,072	12,907	1.07	2,441,960	250,360	10.3%
1940.....	1,237,186	13,336	1.08	2,578,314	291,758	11.3%
1941.....	1,216,855	13,493	1.11	2,550,473	308,342	12.1%
1942.....	1,211,391	12,726	1.05	2,452,340	362,164	14.8%
1943.....	1,277,009	12,154	0.95	2,720,000	404,638	14.9%
1944.....	1,238,917	13,869	1.12	3,245,624	531,052	16.4%
1946.....	1,239,713	18,232	1.47	3,993,298	621,966	15.6%
1947.....	1,278,856	19,742	1.54	4,445,326	714,707	16.1%
1948.....	1,283,601	17,469	1.36	4,271,852	567,421	13.3%
1949.....	1,285,684	17,411	1.35	4,126,358	483,520	11.7%
1950.....	1,304,343	18,941	1.45	4,655,892	577,401	12.4%
1953.....	1,237,741	24,997	2.02	6,287,867	778,504	12.4%
1954.....	1,332,412	25,143	1.89	6,387,246	778,342	12.2%
1956.....	1,289,193	32,131	2.49	8,903,611	1,176,710	13.2%
1958.....	1,358,375	38,515	2.84	9,995,884	1,185,620	11.9%
1960.....	1,426,148	45,439	3.19	12,733,459	1,618,548	12.7%
1962.....	1,483,846	55,207	3.72	14,713,504	1,840,972	12.5%
1965.....	1,578,813	67,404	4.27	18,820,065	2,414,310	12.8%
1969.....	1,796,055	93,424	5.20	23,459,524	2,999,965	12.8%
1972.....	1,854,146	120,761	6.51	33,293,565	4,153,250	12.5%
1976.....	1,819,107	139,115	7.65	40,578,379	4,979,112	12.3%
1982.....	1,897,820	34,426	1.81	31,903,845	4,937,216	15.5%
1983.....	1,945,913	34,899	1.79	33,434,470	5,073,787	15.2%
1984.....	1,968,128	30,436	1.55	34,201,557	5,012,750	14.7%
1985.....	2,015,070	22,326	1.11	35,168,822	6,044,292	17.2%
1986.....	2,033,978	21,923	1.08	37,799,304	6,276,800	16.6%
1987.....	2,053,084	18,157	0.88	40,907,217	6,392,989	15.6%
1988.....	2,096,704	20,864	1.00	43,413,056	7,432,376	17.1%
1989.....	2,079,035	23,096	1.11	51,062,975	8,953,181	17.5%
1990.....	2,079,034	24,647	1.19	53,698,028	9,217,499	17.2%
1991.....	2,101,746	26,680	1.27	55,363,655	9,617,366	17.4%
1992.....	2,111,617	27,235	1.29	59,707,135	10,474,949	17.5%
1993.....	2,204,366	32,062	1.45	72,047,377	12,559,769	17.4%
1994.....	2,216,736	32,565	1.47	69,492,783	12,312,421	17.7%
1995.....	2,252,471	36,651	1.63	78,756,293	14,259,048	18.1%
1996.....	2,314,254	41,714	1.80	95,003,317	16,336,256	17.2%
1997.....	2,258,366	47,800	2.12	104,860,580	19,957,705	19.0%
1998.....	2,282,055	49,913	2.19	117,965,303	22,676,230	19.2%
1999.....	2,336,840	53,819	2.30	135,076,422	24,809,821	18.4%

(出所) IRS, *Statistics of Income Bulletin*, Fall 2002, Publication 1136.  
平均税率は筆者が追加した。

表 2 遺産規模別遺産控除 (総申告) 2002 年

遺産控除項目	(金額:1000ドル)							構成比
	675,000-1,000,000	1,000,000-2,500,000	2,500,000-5,000,000	5,000,000-10,000,000	10,000,000-20,000,000	20,000,000以上		
総遺産規模(ドル)	208,344	301,074	77,079	33,621	14,171	23,286		
葬儀費	199,765	504,721	233,424	180,192	125,195	204,768		
遺言執行人手数料	266,497	475,748	212,231	134,472	79,392	115,391		
代理人報酬	50,045	101,840	41,746	27,535	13,584	21,023		
その他経費・損失	765,459	2,443,983	1,300,300	880,300	666,540	1,407,133		
借入・債務	4,539,801	18,979,459	13,041,820	9,256,704	6,578,359	15,773,941		
配偶者への遺贈	683,015	3,131,444	1,819,776	1,749,224	1,523,675	8,921,787		
寄付控除	6,912,724	26,434,559	16,978,977	12,430,344	9,099,224	26,651,239		
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
総遺産規模(ドル)	675,000-1,000,000	1,000,000-2,500,000	2,500,000-5,000,000	5,000,000-10,000,000	10,000,000-20,000,000	20,000,000以上		
葬儀費	3.0%	1.1%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%		
遺言執行人手数料	2.9%	1.9%	1.4%	1.4%	1.4%	0.8%		
代理人報酬	3.9%	1.8%	1.2%	1.1%	0.9%	0.4%		
その他経費・損失	0.7%	0.4%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%		
借入・債務	11.1%	9.2%	7.7%	7.1%	7.3%	5.3%		
配偶者への遺贈	65.7%	71.8%	76.8%	74.5%	72.3%	59.2%		
寄付控除	9.9%	11.8%	10.7%	14.1%	16.7%	33.5%		
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		

(資料) IRS, Statistics of Income, Unpublished Data, July 2004 より作成。

る。特定の人以外は遺産税を納めていないと指摘することは可能であるが、特定の人という捉え方に注意する必要がある。すべての成人死亡者が遺贈すべき資産を有するわけではない。実際、資産を有していたとしても、課税最低限を上回る財産を遺贈する人の中で課税対象となるのに十分な金額の財産を有する人は2002年遺産税申告データによれば、前者の50%にも満たない状況にある。逆言すると、課税最低限を上回る財産を遺贈する人の半分以上は遺産税を課税されないということになる。保有資産に格差がある以上、課税される人と課税されない人が存在するというだけでは不公正だということにならない。むしろ同じように課税最低限を上回る財産を遺贈しながら課税されることに甘んじる人と甘んじない人が存在する場合に公正が問題となる。この「甘んじる」あるいは「甘んじない」という選択の違いこそが自発性に関わりがあると考えられる。制度をうまく活用しながら故人やその家族・親族の裁量によって課税から逃れることが可能になると、課税されることに甘んじた人のみが遺産税を負担することになる。先に述べたように本来、租税は強制性を伴う。税負担に「甘んじる」あるいは「甘んじない」という選択権を個人は有しない。租税回避の可能性が個人に選択の自由を許し、したがって遺産税における強制性が弱いことによって租税支払いにおける自発性の存在が注目されるわけである。

前述したように課税最低限の水準が高いということは国庫充足にも影響を及ぼすが、同時に納税義務者数を削減することに繋がる。課税最低限は1916年～1995年の間に順次引き上げられてきたが、特に1980年代以降大幅に拡大されてきたと言える。また、遺産税の課税ベースから控除できる項目に埋葬費、遺言執行人手数料、代理人報酬(弁護士顧問料)、借入・債務、配偶者控除、寄付控除、その他経費・損失があり、これらの控除項目の金額が増大すれば、課税ベースは縮小し、さらに税額控除があることから、税額控除が課税ベースを上回れば、最終的に遺産税が課税されない。このように課税最低限、課税ベースからの控除、



税額控除の拡大は遺産税の強制性の一部放棄として理解することができる。近年に即して言うのであれば、何と云っても配偶者控除の拡大である。(表2) 配偶者への遺贈はその総額を課税ベースから控除することが認められている。さらに資産の世代跳び越し移転 (generation-skipping transfer) によって遺産税の課税延期を画策することが可能である。資産の世代跳び越し移転とは、遺贈者が遺言によって信託を残し、子供にはその一生涯に渡って信託から所得が得られるようにして、子供の死亡後に信託財産の元本が孫に支払われるようにすることである。資産の世代跳び越し移転が行われると、遺贈者の財産に対する遺産税の課税が孫に遺贈される時点まで遅延されることになる。遺産税の課税も通常の遺贈の場合に比較して一回省くことができる。さらに世代跳び越し移転税には100万ドルの免税が認められていることから、世代跳び越し移転が行われるならば、遺産税の納税義務者は減少し、加えて世代跳び越し移転税に設けられた極めて高い水準の免税もまた納税義務者を減らすことになるであろう。世代跳び越し移転をするか、あるいはしないかは個人の自由である。ここにも租税回避の余地があり、そのため遺産税の強制性は弱いと言えよう。

こうして見てきたように、確かに遺産税は自発的支払い税ではないかという事実的背景がある。しかしながら、それを理由にして遺産税を廃止すべきであると結論付けるのは早計ではないだろうか。租税回避行動を免れず、また納税義務者が極少数に留まることから遺産税は自発的支払い税であると判断されることを認めるならば、すなわち、自発的支払い税が租税回避行動の可能性と納税義務者の規模によって規定されるとすれば、そのような意味における自発的支払い税は遺産税のみならずその他の租税の中にも自発的支払い税の様相を呈する租税は存在する。自発的支払い税の特徴を有するゆえに遺産税を廃止せよというのであれば、自発的支払い税であると把握される、その他の租税についても廃止しなければならないのではないかと考える。

#### 第4節 遺産税と財源確保

次に遺産税と贈与税の制度化の経緯を辿りながら、財源確保との関わりを見ることにする。連邦政府による遺産税の導入は1797年の印紙税法 (the Stamp Act of 1797) まで遡ることができる。アメリカ合衆国建国時の政府は経済活動に対して概ねレッセ・フェールのアプローチを取っていたと言われるが、1794年にアメリカ連邦議会はフランスとの海戦に備え国防に必要な戦艦建造のための追加資金を必要としていた。そうした追加資金を手当てするために議会は1797年印紙法を制定し、財産目録や管理証明書に加えて、財産分与の遺言状、遺産支払証明書、遺産受取証明書に連邦印紙を貼付することを義務付けた。1802年に印紙税は廃止されるが、南北戦争によって連邦政府が新たな財源を探さなければならなくなると、1862年租税法 (the Tax Act of 1862) を制定し、遺産取得という特権に対して遺産受取人と故人との関係に基づいて異なる税率を定め、相続財産 (動産のみ) に課税した。さらに南北戦争の戦費増大に対応するために1864年内国歳入法 (the 1864 Revenue Act) では動産のみならず不動産も課税の対象となり、生前贈与についても贈与税が初めて課税されるようになる。しかし遺産取得税は1870年に廃止される。その後、スペインとの戦争のためにまたもや財源を捻出する必要性に迫られると、1898年に戦時歳入法で遺産税が制定される。遺産税 (estate tax) は動産のみが課税対象となり、遺贈者に課税された。20世紀に入ると、1907年の金融恐慌によって歳入確保の要請が強まり、一時は下院歳入委員会で累進的遺産税が提案される。しかし上院において法人消費税を制定したことから累進的遺産税の提案の方は棄却される。1916年歳入法で財政赤字削減のために連邦遺産税が導入され、連邦税制の一部を形成する。1932年に大恐慌によって財源確保が極めて困難な見通しとなるに至り、1926年に廃止された贈与税の再制定ならびに追加的遺産税の導入となる。こうして見てきたように世代間資産移転税の

制度化は国庫充足の要請に基づいて財源確保主導で行われてきたことがわかる。

それでは世代間資産移転税はこれまで連邦政府の財源確保にどの程度の貢献を果たしてきたのであろうか。確かに近年、連邦政府の総税収に対する移転税（遺産税ならびに贈与税）の割合は2%に満たない。しかしながら1860年代から1900年代までの趨勢を踏まえると、連邦政府に追加的財源をもたらすことに貢献してきたと見ることができる。世代間資産移転税はかつての関税や、あるいは現在の個人所得税および法人所得税のように税収構成上中心的な役割を果たしたわけではなく、補足的な役割に徹してきたと理解するべきではないか。だとすれば、近年の世代間資産移転税に対する批判について再考する余地があるのではないだろうか。連邦政府の総税収に占める遺産税ならびに贈与税の構成比が低いという理由だけでこれらの移転税の廃止を求めることは不十分である。そもそも移転税の歴史において国庫充足上の基幹税となる位置にあったことはない。追加的な税収を挙げる税としての現行遺産税と贈与税の不十分さを立証しなければならない。あるいはそのような税を要しない状況を説明する必要があると考える。

次に考えなければならない点はなぜ世代間資産移転税が補完税としての地位に留まらざるを得なかったかということである。別言すれば、なぜ移転税は多大な税収を挙げることができなかつたのかということである。租税負担は課税ベースと税率によって決まる。仮に税率が低く設定されていたとしても課税ベースが大きければ、それだけ税収も膨らむと想定される。課税ベースの拡大は動産のみから動産に加えて不動産を含む方向で、また遺産のみから遺産に生前贈与を含む、いわゆる遺産税と贈与税の一本化を通じて実現されてきた。もっとも課税対象が適切であり、課税対象を数値化した課税ベースがかなりの大きさを期待できたとしても、網羅的な課税がなされず、たとえば、控除項目が多く、課税ベースが浸食される場合には税収の伸びに限界がある。実際、連邦遺産税の課税最低限の水準には課税権を巡る連邦政府

と州政府との対立が絡んでいた。

1916年歳入法で制定された連邦遺産税は現代の遺産税の原型となっていると言われる。当時、相続財産への課税権は既に州政府が有しており、連邦政府も遺産に課税するとなると、自ずと州政府との間で課税権を巡って摩擦が生じることが予想された。アメリカでは歴史的に見て課税権は連邦政府よりも州政府の方が優位な状況の中で確立していたことから、連邦政府は州政府に対して何らかの配慮をせざるを得なかったと言える。そうした配慮は1916年5月のハル議員（Cordell Hull）の提案でも明らかである。彼は富者と貧者との間の避け難い紛争に対して連邦遺産税を提案した。しかし連邦政府と州政府との間の課税権をうまく均衡させるために遺産税よりもむしろ物品税の方が望ましいと考えていた。最終的に資産が次世代に贈与される前に連邦政府が当該資産に物品税を課税するべきであるということを提案している。しかし州政府が遺産に相続税を課税する一方で、連邦政府が同じく遺産に物品税を課税することによって、すなわち、異なる税種を選択することによって、州政府と連邦政府との間で同じ税源に対する課税権争いを生じさせないという、ハル議員の構想は結実しなかった。実際に制定された1916年の連邦遺産税では故人の財産（動産ならびに不動産）総額から税制上認められた項目を控除したものが純財産となり、純財産に対して課税される。ただし、すべての市民に5万ドルの課税最低限が認められた。この課税最低限の水準が個人所得税と比較してかなり高い水準であることこそが州政府の課税権を配慮した結果なのである<sup>10</sup>。少額の財産への課税権は州政府が有することを連邦政府が認識していたことにほかならない。このように州政府の課税権と抵触しないように課税最低限を個人所得税と比較してかなり高い水準に置くということは、その分だけ連邦政府サイドに期待税収の損失が発生することを意味する。そもそも把握された課税ベースが個人所得税に比べて相対的に小さい遺産税の場合、課税していれば挙げられたであろう税収損失の存在は基幹税への昇格に致命的欠陥をもたらすことは改めて指摘するま

でもない。

こうして見るように連邦遺産税の廃止論を主張する際の理由の一つが財源確保のための追加的な税としての役割がもはや終焉にあるということであるとすれば、そのような理由に立脚する遺産税廃止論に対して次のような疑問が生じる。遺産税の追加的な税としての貢献度を引き上げようとするのであれば、それは遺産税の制度設計に依存する。現時点で遺産税が追加的な税としての国庫充足の要請に答えていないことをその廃止理由にする場合、そのような遺産税の廃止は遺産税の制度化の歴史から理解できるとおり、アドホックな措置として位置づけられるのではないか。遺産税の廃止を一時的措置としないためには、遺産税を廃止すべきか否か、廃止するとすればどのように廃止すべきか、遺産税を維持するとすればどのように設置すべきか、これらについて理論の側面から考察することが必要となる。別言すれば、臨時税としての遺産税の可能性があるのと同様に恒久税としての遺産税の可能性もある。臨時税としての遺産税は戦費調達などの切迫した状況が解消された後に廃止されてきた歴史的な経緯がある。一方、恒久税としての遺産税は租税理論を踏まえて租税体系の中で論じられなければならない。

## 第5節 連邦遺産税の形式的帰着

現行の連邦遺産税は多様な形態の遺産、具体的には居住用住宅 (personal residence)、不動産、不動産パートナーシップ (real estate partnerships)、同族会社株式 (closely held stock)、その他株式、州・地方債、連邦貯蓄債 (federal savings bonds)、その他連邦債、社債・外国債、債券ファンド (bond funds)、ミューチュアルファンド (unclassifiable mutual funds)<sup>11</sup>、現金、当座預金、保険 (額面価額)、保険担保貸付 (insurance policy loans)<sup>12</sup>、農場 (farm assets)、リミテッド・パートナーシップ (limited partnerships)<sup>13</sup>、その他非法人企業資産、抵当証券・手形 (mortgages and notes)、年金 (annuities)、有形財産・無形財産 (depletable/intangibles)、芸術品、その他資産を合

計した遺産総額からさまざまな控除を差し引いて課税遺産を算出することから始まる。課税遺産に調整課税贈与を加えると調整課税遺産が算定される。調整課税遺産の規模に応じて法定遺産税率を適用すると仮遺産税となる。仮遺産税から既に納税した贈与税を差し引き、税額控除前遺産税を計算する。ここから統合税額控除、州死亡税額控除、その他の税額控除を差し引くと、ネットの遺産税となる。

それでは連邦遺産税は一体誰が負担するのであるか。まず遺産税の負担について考察する前に連邦遺産税の租税としての特徴を明らかにしておきたい。連邦遺産税は遺言執行人が納税義務者であるので、受贈者が納税義務者となる遺産取得税とは異なる。遺産取得税は受贈者と遺贈者との人的関係を反映した税率構造、すなわち遺贈者との肉親的距離が離れているほど遺産は受贈者にとって不労所得ないし偶発的所得の呈をなし、高い限界税率が設定され、近親者であるほど残された遺族の生活費を支えるものとして低い税率が設定される。これに対して、遺贈者に課税される連邦遺産税では遺贈する資産の規模が大きくなるに従って限界税率が上昇する。遺贈者に配偶者がいる場合には配偶者への遺贈が控除されることから、連邦遺産税には人的控除があると理解することもできる。配偶者への遺贈を人的控除と理解するならば、連邦遺産税は人税であると見做すことができる。しかしながら、配偶者への遺贈をどのように捉えるかによって人的控除と見做さない考え方もありえる。配偶者が故人の生前において共に資産形成に取り組み、その結果故人の遺産に体现されていると理解するならば、遺産の一定割合はもともと配偶者に帰属すべき資産となる。遺産から配偶者への遺贈が控除されて初めて故人に帰属する資産の規模を確定できる。このような立場に立つとすれば、連邦遺産税は遺産というモノに課税する物税という見方が出てくるのである。連邦遺産税は物税であるとすれば、当然のことながら、遺贈者の個人的状況、例えば、どのような相続人がいるのかなどに関して鑑みられない。近年の連邦遺産税を巡る改革は物税化と人税化の双方向に

表3 産業別遺産税納税義務者 1995年

産業	申告数	遺産総額
農業	8.1 %	6.9 %
鉱業	2.5 %	2.9 %
建設業	4.6 %	4.7 %
製造業	13.3 %	16.3 %
運輸業	5.1 %	4.6 %
卸売業	1.6 %	1.5 %
小売業	13.0 %	12.9 %
金融業・保険業・不動産業	10.2 %	15.1 %
サービス業	35.8 %	31.3 %
行政	6.0 %	3.9 %
合計	100.0 %	100.0 %

(資料) IRS, *Statistics of Income Bulletin*, 1999, Publication 1136, Figure F より作成。

表4 産業別平均遺産総額 1995年

(金額：1000ドル)

産業	申告数	遺産総額	平均遺産総額
農業	4,568	6,693,752	1,465
鉱業	1,420	2,807,980	1,977
建設業	2,599	4,565,636	1,757
製造業	7,507	15,791,785	2,104
運輸業	2,866	4,474,442	1,561
卸売業	899	1,413,052	1,572
小売業	7,352	12,478,410	1,697
金融業・保険業・不動産業	5,771	14,664,291	2,541
サービス業	20,257	30,405,338	1,501
行政	3,401	3,810,776	1,120
合計	56,640	97,105,462	1,714

(資料) IRS, *Statistics of Income Bulletin*, 1999, Publication 1136, Figure F より作成。

揺れていると見て取れる。1981年経済復興法 (the Economic Recovery Act of 1981) では遺児控除 (orphan's deduction) を廃止したが、1986年税制改革法では祖父母から孫への直接移転を含む世代飛び越し移転に対して100万ドル超の遺産に55%の最高税率を適用することを制定した。前者は物税化を、後者は人税化の表れである。連邦遺産税の課税対象が負債を控除した純遺産額であることならびにこうした諸点を鑑みるとすれば、連邦遺産税は人的配慮は少ないながらも人税であると理解することが可能であろう。

連邦遺産税が人税であるとするれば、税務当局が転嫁を期待しない租税となり、いわゆる直接税と

いう分類に入ることとなる。連邦遺産税の租税負担の形式的帰着は遺贈者となるであろう。表3は遺産税を負担する故人が生前どのような産業に携わっていたのかを表している。申告数の割合で見ると、サービス業35.8%、製造業13.3%、小売業13.0%、金融業・保険業・不動産業10.2%となっている。遺贈すべき遺産を有する故人はサービス業、製造業、小売業で活躍した人に多いことを意味する。またサービス業あるいは小売業で零細企業が多いとすれば、連邦遺産税はこれらの産業に影響を及ぼす限り、同時に零細企業に対しても影響があると見られる。続いて平均遺産総額の多い産業から見ると (表4)、金融業・保険業・不動産業、次いで製造業、鉱業となっている。金融業・保険業・不動産業に携わった故人は1申告当たりの遺産総額が産業界では最も高いことを意味する。

農業で活躍した故人は農場などの実物資産を多く有し、遺産税負担も相対的に重課なのではないかと察せられる。前述のコックス下院議員の証言にもあったように農業に携わった遺贈者は租税回避の機会に乏しく重い遺産税負担を余儀なくされていることが想定される。実際はどうか。表3と表4を見る限り、農業に携わって遺産税の対象となった故人の割合は申告総数の8.1%を占め、平均遺産総額も1,465,000ドルに上る。しかしこの事実を以ってとりわけ農業に遺産税が負の影響を及ぼしたとは言えない。遺産規模別遺贈資産構成 (表5) を見てみると、1995年のデータで農場の遺贈資産に占める構成比は最低遺産階級 (60万ドル以上100万ドル未満) で0.6%であり、最も高い数値は100万ドル以上250万ドル未満の遺産階級の0.7%である。2002年では遺産税の課税最低限が67万5000ドルに引き上げられたことも関係してか、農場の構成比は250万ドル以上500万ドル未満の遺産階級を除き低下する。(表6) 農業に携わり遺産税が課税されるほどの資産を形成した故人であっても遺贈資産構成は農場のみから成り立つとは限らない。他の形態の資産を有し、それらを遺贈する可能性を否定できない。たとえ農業に携わった故人の遺産構成において農業関連

表 5 遺産規模別遺産構成 (総申告) 1995 年

遺産規模(ドル)	(金額:1000ドル)						比
	600,000-1,000,000	1,000,000-2,500,000	2,500,000-5,000,000	5,000,000-10,000,000	10,000,000-20,000,000	20,000,000以上	
総遺産規模(ドル)	28,620,726	36,176,263	18,139,296	11,670,259	7,851,507	15,485,342	
居住用住宅	11.3%	8.5%	5.9%	4.4%	3.2%	1.5%	
その他不動産	13.3%	13.0%	12.2%	11.8%	9.9%	6.3%	
不動産パートナーシップ	0.5%	0.7%	0.8%	1.5%	2.2%	1.4%	
同族会社株式	1.9%	3.9%	6.4%	7.7%	11.3%	19.5%	
その他株式	16.7%	20.2%	24.3%	28.5%	28.9%	25.0%	
州・地方債	10.4%	12.8%	15.9%	17.5%	16.4%	19.4%	
連邦貯蓄債	1.2%	0.7%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	
その他連邦債	3.8%	3.6%	3.5%	4.1%	3.7%	2.9%	
社債・外国債	0.7%	0.5%	0.4%	0.4%	0.6%	0.5%	
債権ファンド	1.9%	1.3%	1.2%	1.1%	0.6%	0.1%	
ニューチャールファンド	15.4%	10.1%	6.5%	4.9%	3.7%	2.4%	
現金	3.0%	2.6%	2.6%	2.1%	2.2%	1.4%	
当座預金	4.5%	5.4%	3.3%	2.0%	2.3%	0.6%	
保険(額面価額)	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	
保険担保貸付	0.6%	0.7%	0.6%	0.3%	0.5%	0.3%	
農場	0.5%	0.7%	1.1%	1.5%	2.4%	1.9%	
リミテッド・パートナーシップ	2.7%	3.0%	2.5%	2.7%	2.4%	8.0%	
その他非法人企業資産	7.3%	6.0%	6.0%	3.6%	2.8%	1.9%	
抵当証券	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	1.0%	1.1%	
年金	0.1%	0.1%	0.3%	0.5%	0.7%	1.1%	
有形・無形財産	2.6%	2.6%	2.6%	2.9%	2.4%	3.8%	
芸術品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
その他資産	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

(資料) B.W. Johnson and J.M.Mikow (1999) "Federal Estate Tax Returns, 1995-1997." Statistics of Income Bulletin, IRS より作成。

表 6 遺産規模別遺贈資産構成 (総申告) 2002 年

遺産規模(ドル)	(金額:1000ドル)						
	675,000-1,000,000	1,000,000-2,500,000	2,500,000-5,000,000	5,000,000-10,000,000	10,000,000-20,000,000	20,000,000以上	
総遺産規模(ドル)	4,431,709	8,002,287	2,700,472	1,621,224	856,708	921,978	
居住用住宅	2,002,685	5,339,392	2,659,698	1,804,238	1,091,315	1,337,059	
その他不動産	48,924	175,424	187,888	253,579	180,850	571,935	
不動産パートナーシップ	257,790	1,610,515	1,297,839	1,265,510	1,145,366	3,278,403	
同族会社株式	6,252,841	15,990,012	10,087,586	7,910,450	5,642,775	18,397,979	
その他株式	1,909,982	6,099,545	3,387,070	2,659,769	2,049,645	3,321,625	
州・地方債	345,589	516,140	77,461	17,297	9,289	9,518	
連邦貯蓄債	819,183	1,802,714	607,502	568,679	362,107	1,313,782	
その他連邦債	436,367	954,405	318,220	176,550	138,330	253,723	
社債・外国債	151,466	204,299	56,568	21,522	32,098	18,074	
債権ファンド	317,364	538,961	271,097	90,149	69,286	229,095	
現金	4,395,472	6,651,049	1,895,199	1,067,302	558,638	766,102	
当座預金	1,396,170	2,823,363	1,309,015	975,105	656,631	1,215,696	
保険(額面価額)	1,080,983	2,950,187	1,233,072	533,475	235,058	207,512	
保険担保貸付	21,427	65,422	44,251	12,958	4,406	2,433	
農場	119,997	224,362	247,505	48,963	59,633	37,875	
リミテッド・パートナーシップ	78,642	518,386	486,487	481,449	464,142	1,973,837	
その他非法人企業資産	125,076	554,802	404,086	347,122	341,101	1,124,991	
株当証券	380,415	1,120,787	725,815	509,901	423,773	763,167	
年金	3,340,282	8,102,511	3,448,768	1,520,009	602,709	484,422	
有形・無形財産	51,790	175,254	91,142	113,611	58,584	169,152	
芸術品	4,854	56,470	49,433	91,244	83,073	518,180	
その他資産	518,943	1,131,585	596,717	483,843	364,243	712,415	
計	30,210,377	68,575,863	33,618,289	23,598,243	16,187,674	39,021,771	
			構	比			
総遺産規模(ドル)	675,000-1,000,000	1,000,000-2,500,000	2,500,000-5,000,000	5,000,000-10,000,000	10,000,000-20,000,000	20,000,000以上	
居住用住宅	14.7%	11.7%	8.0%	6.9%	5.3%	2.4%	
その他不動産	6.6%	7.9%	6.7%	7.6%	6.7%	3.4%	
不動産パートナーシップ	0.2%	0.3%	0.6%	1.1%	1.1%	1.5%	
同族会社株式	0.9%	2.3%	2.3%	5.4%	7.1%	8.4%	
その他株式	20.7%	23.3%	29.9%	33.5%	34.9%	47.1%	
州・地方債	6.3%	8.9%	10.1%	11.3%	12.7%	8.5%	
連邦貯蓄債	1.1%	0.8%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	
その他連邦債	2.7%	2.3%	1.8%	2.4%	2.2%	3.4%	
社債・外国債	1.5%	1.4%	0.9%	0.7%	0.9%	0.7%	
債権ファンド	0.5%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.0%	
現金	14.5%	9.7%	5.6%	4.5%	3.5%	2.0%	
当座預金	4.6%	4.1%	3.9%	4.1%	4.1%	3.1%	
保険(額面価額)	3.6%	4.3%	3.7%	2.3%	1.5%	0.5%	
保険担保貸付	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	
農場	0.4%	0.4%	0.7%	0.2%	0.4%	0.1%	
リミテッド・パートナーシップ	0.3%	0.8%	1.4%	2.0%	2.9%	5.1%	
その他非法人企業資産	0.4%	0.8%	1.2%	1.5%	2.1%	2.9%	
株当証券	1.3%	1.6%	2.2%	2.6%	3.7%	2.0%	
年金	11.1%	10.3%	10.3%	6.4%	3.7%	1.2%	
有形・無形財産	0.2%	0.3%	0.3%	0.5%	0.4%	0.4%	
芸術品	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.5%	1.3%	
その他資産	1.7%	1.7%	1.8%	2.1%	2.3%	1.8%	
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

(資料) IRS, Statistics of Income, Unpublished Data, July 2004 より作成。

の資産の占有割合が仮に大きいとしても、それを以って遺産税が農業資本となる農場に対して加重な租税負担を負わせているとは言えないのである。それは遺産というある時点におけるストックの構成要素の内容と個々の構成要素の割合に関係する。

では遺贈者はどのような資産を所有しているのだろうか。表6の遺産規模別遺贈資産構成比をさらに追ってみよう。2002年時点における最低遺産階級（67万5000ドル以上100万ドル未満）ではその他株式20.7%、居住用住宅14.7%、現金14.5%、年金11.1%となっているが、遺産規模が増大するにつれてその他株式の占有率が上昇する。最高遺産階級（2000万ドル以上）では遺産全体でその他株式が47.1%を占める。州・地方債も最高遺産階級を除くと遺産規模が増えるにつれてその構成比は上昇する。逆に居住用資産、現金、年金は遺産規模が増大するにつれてその占有率は低下する。（例外は遺産規模100万ドル以上250万ドル未満で年金の構成比が11.8%と最低遺産階級のそれよりも0.7%ポイント上昇していることである。）また構成比は小さいながらも遺産規模が増えるにつれて構成比のウェイトが高まる資産として、その他非法人企業資産、同族会社株式、不動産パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップがある。このように遺贈資産の構成から農業資本よりもむしろその他の産業資本に遺産税負担が重くのしかかっていると理解できる。

連邦遺産税の税負担は遺産税が人税と認識できることから、遺贈者に帰着する。しかし遺贈者に帰着した遺産税負担は遺贈者が遺贈時点まで所有していた資産に影響を与え波及効果を及ぼすことが考えられる。遺産税の実効的帰着まで含めて検討しなければならない。例えば、州・地方政府の免税債を遺贈する場合に遺産税が課税されるということは免税債の租税節約という便益が縮減することを意味する。税引き後の利回りが低下することによって、不動産や他の金融商品との競争に敗れて州・地方政府の資金流入に負の影響を及ぼす可能性がある。そのため、州・地方政府が債券発行で資金調達が困難となり、増税するということ

に繋がるとすれば、遺産税の税負担は新たな州税・地方税の税負担の増加をもたらすかもしれない。

## 第6節 遺産税・贈与税の理論

### 1. 世代間資産移転税の課税根拠

続いて遺産税・贈与税を租税理論的側面から考察する。まず世代間資産移転税の課税根拠について考えよう。

ホブスによれば、国家成立以前には元来すべての人には各人の欲望の赴くままに「すべての物を獲得する権利」いわゆる自然権があり、各人が自然権を有する限りにおいて「万人の万人による闘争」は続く。各人が自然権を主権者である国家に譲り渡すことによって「万人の万人による闘争」は終焉を迎えることができる。国家は、「他者が自然権を譲渡するならば自分もまた自然権を第三者に譲渡することに同意する」という社会契約によって成立する。臣民から自然権を譲渡された国家は各人に所有権を認め、生命や財産を守る。それゆえ租税は国家からの公共サービスの対価と位置づけられる。社会契約説で取り上げられる自然権にはそもそも親が子や孫に財産を遺贈する権利は含まれていない。国家が世代間資産移転を許可して初めて親から子あるいは孫に遺産が継承される。ここに遺産税は世代間資産移転の許可料あるいは登録料であるという考え方が出てくる。資産の移転を課税点とする、いわゆる移転を一種の財の流通と見做した流通税という見方も出てくる。

ドイツ正統派財政学の基盤となっている有機主義国家観に依拠するとすれば、国家は温情主義によって国民の公共需要を決定し充足する。国家が必要と決める社会資本の整備のための財源を租税収入に求めるが、社会資本は民間部門の企業による生産活動を支えるものであり、社会資本の充実には民間部門の生産拡大に繋がり、一国経済の国民所得を増大し、それは所得税や法人税の増収によって跳ね返る。増収によってさらなる社会資本整備、さらなる生産活動の拡大、国民経済の拡大という有機的循環が国家を基軸として国民経済

の中に深く入り込んである。このようなアリストテレスの有機主義国家観から見ると、国家が価値判断を下し、それに基づいて経済の舵取りが行われるのである。国家は生産活動の才能に長けた人に資源を配分し使用させ、国民経済の拡大を図ることができる。経済的に成功を遂げたにもかかわらず莫大なる財産を消費しないまま故人となった人の場合には、国家は生前にその人に託した社会的に希少な資源をその人の死亡時点で国家に戻すことを要求することができる。経済的に成功を遂げた人の子孫もまた経済的才能を持っているとは限らない<sup>14</sup>。したがって遺産税によって故人の財産の一部を没収することとなる。財産を継承する子孫の側からすると、遺産税を支払うことによってそれ以上の国家による遺産の没収に対して歯止めを掛けるという意味が出てくる<sup>15</sup>。有機主義国家観を前提とすると、課税は国家の存在と発展に不可欠な貨幣調達的手段であり、資本不可侵の原則が取られる。だとすれば、遺産税の賦課は資本不可侵の原則に抵触するのではないか。この点についてワグナー (Adolf Wagner) は「相続税は個人資本を減少するものであるが、その税収入の用途いかんによっては、必ずしも国民資本を減少するものではない」としている<sup>16</sup>。

このように一般的な租税の課税根拠を指し示す利益説と犠牲説から派生したところに世代間資産移転税の課税根拠を見出すことができるのである。

## 2. 租税体系と遺産税・贈与税の位置づけ

遺産税・贈与税をどのように理解すればよいのかは特定の租税だけを見てもわからない。租税体系の中で位置づけることを通じて個々の税の機能が明確になる。遺産税廃止が持つ意味は租税体系との関わりを捉えて初めて理解することができる。だとすると、なぜ租税体系は構築されるのだろうか。

唯一の租税だけに依拠するという単税制度でその時代や経済社会の租税規範を満たすことは困難である。一つの租税の直面する限界を補うために周辺に別な租税が配置される。いわゆる複税制度を採用せざるを得ない。財政需要を所与として財

政需要に見合う税収を挙げるために個人の経済力に着目する能力原則に依拠する租税を取り上げるとすれば、個人の経済力の指標が問題となる。包括的所得税は個人の経済力ないし担税力を所得という代理指標で把握する。ところが所得概念を2時点間における消費と富の純増との和として把握する際に、税務行政上実行困難な所得の形が出てくる。具体的には帰属所得や未実現キャピタル・ゲインである。所得として漏れ落ちるものがあるとすれば、水平的公平の規準を充たすことができない。そこで包括的所得税を基幹税として位置づけ、基幹税の不備を補うために補完税が必要とされる。市場で売却せずに保有している資産の価値の増加を資産移転時点で捉えて、本来であれば遺贈や贈与を消費の一形態であると理解し所得税を課税するところを、死後贈与の場合には遺産税を、生前贈与の場合には贈与税を課税することで代替する。また受贈者側では富の純増が生じるので、それに対する所得税に代えて遺産取得税を課税するということが可能である。支出税を基幹税とする場合においても生涯所得と生涯消費を一致させるために遺贈を支出とみなすことが求められる。しかし、実行上の問題があるとすれば、基幹税に支出税を、そして補完税に遺産税を配置して支出税体系が形成される。

遺産税や贈与税という補完税を抜きにした包括的所得税や支出税では水平的公平の基準を充たすことはできない。また経済力の把握が不十分な下で累進税率構造を整備したとしても垂直的公平は達成されないのである。

次に1995年に法案として議会に提出されたUSA税の下では遺産税・贈与税の位置づけはどのようなものか見ておこう。USA税は家計税と企業税から成り立つ。前者は現行個人所得税を代替し、後者は法人所得税に代わるとされる。しかし企業税は法人所得税とは異なり、法人企業のみならずほとんどの企業に課税される。税収規模としては家計税が全体の80%を占めると想定されるのに対して、企業税は20%の税収を挙げるとされ、現行所得税による税収割合とほぼ同じ水準となる。現行所得税との違いは家計部門の貯蓄



は家計税において全額課税標準から控除でき、資本財への投資は同じく企業税から全額課税標準から控除できることである。これによって貯蓄を阻害せず、投資を減退させないことが意図されている。

フラット税の場合、企業の課税ベースは付加価値から投資と賃金を控除したものであるが、USA 税では企業の課税ベースは付加価値から投資を控除することはできるが、賃金の控除は認めない。ということはフラット税の下での企業税に比べて USA 税の下での企業税はその課税ベースが大きいことを意味する。企業課税による税収を一定とするならば、USA 税の方がフラット税よりも低い税率を企業課税に採用することができ、企業活動に対して租税減退を軽減することができるとされる。

では USA 税の下における家計税はどうかというと、まず低所得家計に対して勤労所得控除と新たに給与税控除（社会保障税控除）を設置し、すべての家計に無制限貯蓄控除を認める。その意味で家計税は個人消費税、すなわち消費された所得に対する税あるいは支出に対する税であると言える<sup>17</sup>。家計税では新たに人的資本への投資額（高等教育費や職業訓練費）に上限を設定しそれ以下の人的資本投資について課税標準からの控除を認める。企業消費、いわゆるプリンジ・ベネフィットは被用者の消費となる。個人消費税では家計が消費のために社会的プールから取り出した資源に応じて課税する。この考え方を遺贈や贈与に反映させるとすれば、どうなるであろうか。USA 税の家計税では、贈与者が生前贈与、遺贈あるいは寄付をする場合には資源の消費を伴わない。財・サービスと交換していない。したがって贈与者あるいは遺贈者側では課税標準から贈与、遺贈、寄付が控除されなければならない。さらに受贈者が相続財産をそのまま保有するとすれば、課税されない。株式の贈与の場合も受贈者が現金化しない限り消費とはならない。受贈者が遺産や贈与を消費した場合に個人消費税は課税される<sup>18</sup>。

つまり USA 税を基幹税とする場合には未実現キャピタル・ゲインの問題は解決し、遺産税・贈

与税をもはや必要としない。居住用住宅や耐久消費財の場合には帰属消費に個人消費税を課税するか、もしくは購入時に一括して個人消費税を課税するか、いずれにせよ、資源の消費として把握される限りにおいて家計税が課税されることになる。居住用住宅や乗用車等を贈与された場合には受贈以後の帰属消費に対して本来受贈者に個人消費税が課税されるべきであり、贈与者がすでに一括して個人消費税を支払っている場合には受贈者は贈与者に受贈以後の帰属消費に相当する個人消費税を返さなければならない<sup>19</sup>。

遺産税・贈与税との関わりにおいてではないが、租税理論の観点から USA 税には課題がないわけではないのでここで若干言及しておきたい。USA 税の下における家計税は資源の消費に対する個人消費税である。だとすれば、自家消費をどのように取り扱うかが依然として課題として残る。確かに市場化が進み家庭菜園や日曜大工といった内容の自家消費が課税ベースから漏れるとしてもさほど問題にはならないかもしれない。その一方でスペシャリストが個人的に自分の専門的知識ないしは専門的技術を使用した場合の自家消費を課税ベースから除外することに伴う問題は決して無視できないであろう。また介護や育児や家事など従前に比べて外注化が進んでいるとはいえ、なおも家庭内でこれらのサービスが生産・供給されている。これらを課税ベースから除外する根拠はない。所得税において所得概念が重要であるように、USA 税では「資源の消費」の定義が明確になされなければならないと考える。

このように包括的所得税や支出税を基幹税とする租税体系では遺産税・贈与税の存在は不可欠であるが、一方で、USA 税の租税体系では遺産税・贈与税の存在理由は見出せないのである。したがって連邦遺産税廃止と贈与税免税という昨今の税制改革が租税体系と整合性を保つには租税体系の中の基幹税に USA 税を採用するといった改革を必要とすることがわかる。

結びに代えて

アメリカ連邦遺産税は歴史的に臨時税として導入され財政逼迫状況が過ぎると廃止されてきたが、1916年に導入された連邦遺産税は廃止されることなく現在に至るまでむしろ恒久税の位置にあり財源確保の側面から補完税の役割を担ってきたと言える。1990年代に活発化した遺産税廃止論は政治的圧力を表出したものである。遺産税廃止の根拠に関して本稿では3つ取り上げて検討した。根拠の妥当性は今後さらなる分析が必要である。とはいえ、2010年には連邦遺産税が廃止され、贈与税も免税となる。連邦政府の政策目標が分配の公正から経済成長へさらに確実な転換が図られると見て取れなくもない。しかし連邦政府の基幹税は依然として個人所得税と法人所得税であり、基幹税の制度設計の今後の行方を見守る必要があると考える。

## 注

- 1 神奈川大学経済学部助教授 (e-mail: yokogotoh@kanagawa-u.ac.jp)
- 2 OECD (1999) によれば、1997年時点でフランス0.49%、日本0.48%、アメリカ0.33%となっている。
- 3 世帯主が50歳～59歳である家計では資本所得に対する平均的租税負担に加えて遺産税として0.3%ポイントが付加される。しかし世帯主が70歳～79歳である家計では遺産税が資本所得に対する租税負担を約3%ポイント過重となると推計されている。詳細はPoterba (1997) を参照のこと。
- 4 Committee on Ways and Means, Full Committee, 3-19-97 Testimony, "Statement on the Savings and Investment Provisions in President Clinton's FY1998 Budget Proposal and Broad-Based Alternatives for Submission to the House Committee on Ways and Means by Martin A. Regalia, Ph.D. Vice President and Chief Economist" を参照されたい。
- 5 B.W.Johnson, J.M.Mikow, and M.B.Eller (2001)
- 6 Committee on Ways and Means, Full Committee, 3-10-99 Testimony, "Statement by William T. Sinclair, Senior Tax Counsel and Director for Tax Policy, U.S. Chamber of Commerce, Testimony Before the House Committee on Ways and Means, Hearing on Revenue Provision in President's Fiscal Year 2000 Budget" を参照されたい。
- 7 Committee on Ways and Means, Full Committee, 6-16-99 Testimony, "Statement of Skylar Thompson, President and Chief Operating Officer, Market Basket Food Stores, Testimony Before the House Committee on Ways and Means, Hearing on Reducing the Tax Burden: I. Enhancing Retirement and Health Security" を参照されたい。
- 8 Committee on Ways and Means, Full Committee, 1-28-98 Testimony, "Statement of Rep.Christopher Cox, Chairman, House Policy Committee Before the House Committee on Ways and Means on the Need to Repeal the Death Tax" を参照されたい。
- 9 2002年遺産税総申告数は98,359件であり、その中で課税申告数は44,407件である。
- 10 Johnson, Mikow, and Eller (2001) p.67.
- 11 米国の投資信託で複数の投資家が資金を提供して共同で運用し、自由に換金できる投資信託を指す。
- 12 保険担保貸付とは保険会社の契約者貸付、いわゆる保険ローンを意味する。保険契約者は契約している保険を担保にして資金を借りることができる。貸付限度額は解約返戻金をベースに算定される。  
(<http://www.riskylife.com/insurance/policyloan.html>)
- 13 リミテッド・パートナーシップとはジェネラル・パートナーとリミテッド・パートナーから成る共同投資契約を意味する。前者は無限責任であるのに対して、後者は出資額を限度とした責任を負担する。(http://www.maic.jp)
- 14 ホフマン (J.G.Hoffmann) によれば、「個人が財産を使用するのは、国家よりその委託をうけたためである。ゆえに国家の側により緊急な必要が起こったときは国家はその委託を撤回する」としている。井藤半弥 (1969) p.223 を参照のこと。
- 15 19世紀前半期のドイツ国法学者スタール (Stahl) は「社会の財産は、それが私有財産となるに先きだち、社会財産のうちより必要な額だけ、換言すれば私有財産の社会的構成部分だけ、国家が租税として徴収すべきである」としている。同書, p.216 を参照のこと。スタールの説に則るとすれば、遺産税引後の遺贈財産は受贈者の私有財産としてその使用が国家から許されることになる。
- 16 同書, p.238.
- 17 Laurence S. Seidman (1997) p.3.
- 18 *ibid.*, pp.84-85.
- 19 *ibid.*, p.87.

## 参考文献

- (1) Bakija, Jon, William Gale, and Joel Slemrod (2003) "Charitable Bequests and Taxes on Inheritance and Estates: Aggregate Evidence from Across States and Time," *NBER Working Paper* No.w9661.
- (2) Bernheim, B. Douglas, Robert j. Lemke, and John Karl Scholz (2001) "Do Estate and Gift Taxes Affect the Timing of Private Transfers?" *NBER Working Paper* No.w8333.
- (3) Committee on Ways and Means, Full Committee, 3-19-97 Testimony, "Statement on the Savings and Investment Provisions in President Clinton's FY1998 Budget Proposal and Broad-Based Alternatives for Submission to the House

- Committee on Ways and Means by Martin A. Regalia, Ph.D. Vice President and Chief Economist.”
- (4) Committee on Ways and Means, Full Committee, 1-28-98 Testimony, “Statement of Rep. Christopher Cox, Chairman, House Policy Committee Before the House Committee on Ways and Means on the Need to Repeal the Death Tax.”
- (5) Committee on Ways and Means, Full Committee, 3-10-99 Testimony, “Statement by William T. Sinclair, Senior Tax Counsel and Director for Tax Policy, U.S. Chamber of Commerce, Testimony Before the House Committee on Ways and Means, Hearing on Revenue Provision in President’s Fiscal Year 2000 Budget.”
- (6) Committee on Ways and Means, Full Committee, 6-16-99 Testimony, “Statement of Skylar Thompson, President and Chief Operating Officer, Market Basket Food Stores, Testimony Before the House Committee on Ways and Means, Hearing on Reducing the Tax Burden: I. Enhancing Retirement and Health Security.”
- (7) Gale, William G. and Joel B Slemrod (2001) “Rethinking the Estate and Gift Tax: Overview,” *NBER Working Paper* No.w8205.
- (8) Holtz-Eakin, Douglas and Donald Marples (2001) “Distortion Costs of Taxing Wealth Accumulation : Income versus Estate Taxes,” *NBER Working Paper* No.w8261.
- (9) Johnson, B.W. and J.M. Mikow (1999) “Federal Estate Tax Returns, 1995-1997,” *Statistics of Income Bulletin*, IRS.
- (10) Johnson, B.W. and J.M. Mikow (2002) “Federal Estate Tax Returns, 1998-2000,” *Statistics of Income Bulletin*, IRS.
- (11) Johnson, B.W., J.M.Mikow, and M.B.Eller (2001) “Elements of Federal Estate Taxation,” in Gale, William G., James R. Hines Jr., and Joel Slemrod (eds.) *Rethinking Estate and Gift Taxation*, Brookings Institution Press.
- (12) Joint Committee on Taxation (1997) “Description and Analysis of Proposals Relating to Estate and Gift Taxation.”
- (13) Joint Economic Committee (1998) “The Economics of the Estate Tax”.
- (14) Joulfaian, David (2000) “Estate Taxes and Charitable Bequests by the Wealthy,” *NBER Working Paper* No.w7663.
- (15) Kaplow, Louis (1999) “Transfer Motives and Tax Policy,” *NBER Working Paper* No.w6340.
- (16) Kaplow, Louis (2000) “A Framework for Assessing Estate and Gift Taxation,” *NBER Working Paper* No.w7775.
- (17) OECD (1999) *Revenue Statistics 1965-1998*, Paris.
- (18) Poterba, James (1997) “The Estate Tax and After-Tax Investment Returns,” *NBER Working Paper* No.w6337.
- (19) Poterba, James (1998) “Estate and Gift Taxes and Incentives for Inter Vivos Giving in the United States,” *NBER Working Paper* No.6842.
- (20) Poterba, James and Scott Weisbenner (2000) “The Distributional Burden of Taxing Estates and Unrealized Capital Gains at the Time of Death,” *NBER Working Paper* No.w7811.
- (21) Poterba, James and Scott Weisbenner (2003) “Inter-Asset Differences in Effective Estate Tax Burdens,” *NBER Working Paper* No.w9456.
- (22) Seidman, Laurence S. (1997) *The USA Tax: A Progressive Consumption Tax*. The MIT Press.
- (23) Slemrod, Joel and Wojciech Kopczuk (2000) “The Impact of the Estate Tax on the Wealth Accumulation and Avoidance Behavior of Donors,” *NBER Working Paper* No.w7960.
- (24) 井藤半彌 (1969) 『租税原則学説の構成と生成—租税政策原理—』千倉書房
- (25) 小野塚久枝 (2003) 『21世紀における相続税改革』税務経理協会
- (26) 国枝繁樹 (2002) 「相続税・贈与税の理論」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』10月号, pp.108-125.